

ID: 5087

担当部署: 地域整備課

処分の概要	景観重要建造物の現状変更の許可					
法 令 名 根 拠 条 項	景観法 第22条第1項					
法 令 番 号	平成16年法律第110号					
【基準】						
<p>法第22条第1項及び第2項の規定による。</p> <p>(現状変更の規制)</p> <p>第22条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外觀を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p>						
景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年7月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和5年7月1日			